平成21年(健)第146号 平成21年(健)第156号

平成21年11月30日裁決

主文

○○健康保険協会○○支部長が、平成○年 ○月○日付で再審査請求人に対してした、後 記第2の4の原処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決 を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、a 社 (以下「a 社」という。) の取締役であったところ、平成○年○月○日(○曜日)午前○時○分頃、○○工事作業中、高さ5 mの斜面からの転落事故(以下「本件事故」という。)に遭遇し、外傷性頚髄損傷(四肢麻痺)(以下「当該傷病」という。)を被り、同日はa病院で、平成○年○月○日から同年○月○日まではb病院(以下「b病院」という。)で、同月○日から平成○年○月○日までは c病院(以下「c病院」という。)で、元れぞれ、診療を受けた。
- 2 請求人は、b病院医師の指示の下、当該傷病の治療のため、平成○年○月○日に頸椎装具を、同年○月○日に両長下肢装具を装着し、前者の代金○万○○○円を支払い、その費用につき、平成○年○月○日(受付)、○○健康保険協会○○支部長(以下「本件支部長」という。)に対し、健康保険法(以下「健保法」という。)による療養費の支給を請求A-1」、後者に係る請求を「請求A-2」という。)。)。
- 3 請求人は、平成○年○月○日から同月 ○日までの期間(以下「本件請求期間I」 という。)、平成○年○月○日から同月○ 日までの期間(以下「本件請求期間II」 という。)及び平成○年○月○日から同

月〇日までの期間(以下「本件請求期間 III」という。)に受けた診療について支払われた一部負担金の額が、それぞれ、一定額(自己負担限度額)を超えたとして、平成〇年〇月〇日(受付)、本件支部長に対し、健保法による高額療養費の支給を申請した(以下、本件請求期間 I ないしIIIに係る請求を、それぞれ、「請求BーII」、「請求BーIII」という。)。

- 4 本件支部長は、請求A-1、請求A-2及び請求B-IないしB-Ⅲにつき、いずれも平成○年○月○日付で、請求人に対し、本件事故による当該傷病は業務外の事由によるものとは認められないとの理由により、療養費又は高額療養費を不支給とする旨の処分(以下、療養費に係る2個の処分を併せて「原処分A」、高額療養費に係る3個の処分を併せて「原処分B」といい、それらを併せて、単に「原処分」という。)をした。
- 5 請求人は、原処分を不服として、○○ 社会保険事務局社会保険審査官に対する 審査請求を経て、当審査会に対し再審査 請求をした。

第3 問題点

- 1 健保法による保険給付は、疾病、負傷等同法所定の保険事故のうち、業務外の事由によるもののみを対象とするものとされている(健保法第1条)。また、被保険者に係る同法による療養の給付をが療養費(したがって、療養の給付を前提とする高額療養費の支給も同様)は、同一の傷病等につき労働者災害補償保険法による給付がされるときは行わないものとされている(健保法第55条第1項)。
- 2 本件の問題点は、前記1の健保法の規 定及び本件事案の具体的事実関係等に照 らし、本件事故による当該傷病を、健保 法による療養費及び高額療養費の支給の 対象とされるべきものと認めることがで きるかどうかということである。

第4 審查資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 本件の問題点について検討し、判断する。
 - (1) 政府管掌健康保険事業の実施に係 る事務は、従来、社会保険庁に委ねら れていたが、平成○年○月○日から、 政府管掌健康保険の保険者は全国健康 保険協会(以下「協会」という。)と なった。そして、政府管掌健康保険時 代の平成〇年〇月〇日付で、社会保険 庁は、昭和59年の健保法の一部改 正(法人である事業所の場合、従業員 5人未満であっても強制適用事業所と することに改められた。) の経過に鑑 み(「極めて小規模な適用事業所に所 属する法人の代表者等については、そ の事業の実態が個人の事業所と大差な いと考えられること等」国民健康保険 の対象とされる小規模個人事業の場合 とのバランス等も考慮して)、暫定的 な措置として、「被保険者が5人未満 である事業所に所属する法人の代表 者等であって、一般の従業員と著し く異ならないような労務に従事して いる者については、その者の業務遂 行の過程において業務に起因して生 じた傷病に関しても、健康保険によ る保険給付の対象とする」旨の通達 (保発第0701001号・庁保発第 0701001号。以下「本件通達」 という。)を発出した。
 - (2) 本件通達は、健保法による療養の 給付等について弾力的運用を行うこと によって、健康保険、労災保険のいず れからも療養の給付を受けられない ケース(いわゆる谷間問題)に係る現 実的解決を図る措置と評価することが でき、当審査会もこのような取扱いを 妥当なものと認めるものである。そう して協会も、本件通達に従い、協会管 掌健康保険事業を実施している。
 - (3) 前記(1)の「被保険者が5人未満 である事業所」か否かの判断時点は、 保険給付の対象となる傷病の発症日又 はその原因となった事故の発生日と解

- するのを相当とする。そうして保険者は、「被保険者が5人未満である事業所」を字義どおり解して、本件事故発生日である平成〇年〇月〇日において、たまたま、a社に係る健康保険の被保険者数が5名であったことを捉え(a社に係る被保険者数が5名となったのは〇日前であり、それ以前の5年以上の間、同社に係る被保険者数は5人未満であった。)、原処分に及んだことが認められる。
- (4) しかし、本件通達が昭和59年の 健保法改正がなければ国民健康保険の 適用対象に留まった、個人事業主と大 差がなく、一般の従業員と著しく異な ることがない業務遂行上のリスクにさ らされている小規模事業所の代表者等 を念頭に置いて発出されたという経緯 と、その趣旨に鑑みれば、前記「被保 険者が5人未満である事業所」は、「被 保険者が常時5人未満である事業所」と解するのを相当というべきであり、 「常時」は、「常態として」の意である ことは明らかである。
- (5) なお、本件についてさらに言えば、 当該傷病につき健保法の保険給付がな されないとすれば、請求人に係る保険 者の任意継続被保険者の適用事務等が いささか適切さを欠くこととなり、そ れによって同人が多大な損失を被るこ とになる。
- (6) 以上のことから、請求人は健保法による保険給付について弾力的運用を行うべき対象であることを否定することはできず、これと趣旨を異にする原処分は取消しを免れ得ない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。